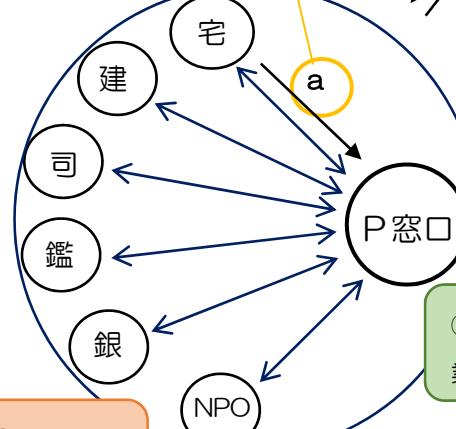


空き家の流通促進を目的とする官民連携スキームの構築

モデル概念図

- (市所有情報)
- ・所有者氏名、住所、TEL
 - ・所有者の意向（売却・賃貸など）
 - ・物件の所在、築年、構造、階数
 - ・前面道路幅員、車両進入可否、車庫有無
 - ・外観写真、位置図
 - ・確認済証の有無（建築計画概要書）など

流通にのせたい
所有者不明物件 (a)



③-1
専門性活用

プラットホーム構成員

- ・宅建士：不動産仲介支援など
- ・建築士：耐震改修、リフォーム、イノベーション支援など
- ・司法書士：登記、後見人設置、相続人調査など
- ・不動産鑑定士：現状及びリフォーム後の価格調査支援など
- ・銀行：物件取得、改修工事に伴う金融支援など
- ・NPO：空き家管理、空き家バンク登録支援など

業務フロー

- ① 市は、空き家所有者から、
・市所有情報のプラットホームへの提供
・プラットホーム構成員から所有者への接触について同意を取得する。
同意書様式送付の際に、プラットホームへの情報提供で得られる付加価値についても、あわせて紹介する。

- ② 市は、所有者から同意が得られた市所有情報を、個人情報などに配慮して、プラットホームへ提供する。
プラットホームへ提供された情報は、窓口での業務振り分けにより、個別の構成員のもとへ提供される。

- ③ 情報を受けた構成員は、各々の専門性を活用し、物件ごとの流通阻害要因を踏まえて流通にのせるために、更なるヒアリング、調査、診断、各種見積提示などを実施する。

- ④ 民間事業者が流通にのせたい所有者不明物件 a を見つけってきた場合には、プラットホーム窓口を介して、市へ空き家データベース A との照合を依頼することができる。
市は、a をデータベース (DB) 更新に活用する。
- ・a が A にあり → DB更新 → 同意取得後、P へ提供
 - ・a が A になし → DB追加 → 実態調査候補